

合理的配慮の提供事例報告書【中学校】

事例の概要

本学級には、2名の生徒が在籍しており、車いすやバギー、歩行器を使用して学校生活を過ごしている。しかし、校地・校庭・校舎は高低差が大きくあり、段差もかなり多い。また、エレベーターも設置されているが、校舎間の移動では階段が妨げになるなど、バリアフリー化が不十分な状況であった。生徒の入学に際して安全な移動支援が必要であると考え、スロープや昇降機等、施設整備の充実を図った。

生徒Aは普通科の高等学校への進学を希望しており、本人の学習上の困難への配慮、学習内容の変更・調整など、入試も視野に入れた合理的配慮のあり方について検討を行った。

1 対象生徒の障害種

肢体不自由

2 障害の程度

非該当(肢体不自由)

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

中学校・特別支援学級

4 学年

中2

5 対象生徒の実態

- ・中学2年生 男子
- ・ギレスピー症候群(弱視を含む)のため、PCWを使用。自力歩行も可能である。
- ・上肢の麻痺もあり、板書の自筆には時間がかかる。
- ・学年相当の学力があり、WISC-IVの結果は処理速度の数値は低い、ワーキングメモリーはかなり高い。視覚的な刺激よりも聴覚的な刺激を用いた学習のほうが理解しやすい傾向にある。
- ・進路については、高等学校の普通科を希望している。

6 対象生徒についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

- ・保護者より「校舎1階への教室配置」、「教室前方の座席配置」、「トイレや階段への手すりの設置」、についての申し出があった。また、高等学校進学をふまえた学習内容を希望する申し出があった。
- ・本人からは、1学期のテストで「答えはわかったが、書く時間が足りなかった。」「勉強をがんばりたいが、力が発揮できなかった。」等、配慮の申し出があった。
- ・テスト時間の延長や用紙の拡大、代筆等について、校内委員会で検討を行った。現在、テストの時間延長や用紙の拡大、代筆を行い、授業中ではタブレット型端末を使用する等の合理的配慮を実施している。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎⑤ 施設・設備の整備

車いすや歩行器で廊下や階段を安全に移動できるよう、これまでもスロープを設置していたが、設置できない場所があり、教室移動の大きな妨げになっていたため、段差解消機を設置した。手すりも階段の片側のみであったのを両側に設置し、トイレにも設置した。また、体温調節が難しい生徒であるため、水泳授業後に必要な温水シャワーを設置した。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

生徒Aは弱視や低緊張があり、座位姿勢が崩れると集中力が低下してしまうため、受診先のリハビリテーション病院から専門的な助言を受け、カットアウト机と調整椅子を使用した。また、保護者からの申し出があり、音声教科書（ほぼ自宅で使用）とタブレット型端末の使用も行っている。移動による授業開始時刻の遅れについても全職員で共通認識している。

合理①-1-2 学習内容の変更・調整

担任やボランティア等によるノートテイク、学習プリントの拡大、タブレット型端末の使用を行っている。テスト時は別室受験を行い、時間延長（全国学力調査では1.3倍とされているが、両手指にも麻痺があり、作図や自筆部分があるため1.4倍にして実施）、問題解答用紙の拡大、代読代筆の配慮を行っている。高等学校の入試における配慮について、現在教育委員会と協議を行っている。

9 成果と課題

施設・設備等の設置により、校内の移動はスムーズにできるようになった。
特別支援学級において、タブレット型端末や電子黒板などのICT機器は、学校生活や学習の支援に対して有効である。
その際には、一人一人の障害の状態に応じた支援のあり方を十分に検討し、保護者との合意形成のもと、適切な支援を行うことが大切である。個に応じた支援が行えるよう、適切なハードやソフトの充実が望まれる。